

中華人民共和国高齢者權益保障法 (和文仮訳)

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

(1996年8月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第21回会議を通過。2009年8月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議「一部法律の改正に関する決定」に基づき改正。2012年12月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で改正)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 家庭の扶養
- 第三章 社会保障
- 第四章 社会サービス
- 第五章 社会的優遇
- 第六章 快適な居住環境
- 第七章 社会発展への参与
- 第八章 法律責任
- 第九章 附則

第一章 総 則

第一条 高齢者の合法的な權益を保障し、高齢者事業を發展させ、中華民族の敬老意識、高齢者扶養、高齢者扶助の美德を向上させるため、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 本法で言う高齢者とは満60歳以上の公民を指す。

第三条 国は高齢者が法律に基づいて有する權益を保障する。

高齢者は、国と社会から物質的な支援を受ける権利と、社会サービスと社会的優遇を享受する権利を持ち、社会の發展に参与し發展の成果を享受する権利を持つ。

高齢者への差別、侮辱、虐待、遺棄を禁止する。

第四条 人口高齢化への積極的な対応は国の長期的な戰略任務である。

国と社会は、高齢者の權益を保障する各種制度を整備し、高齢者の生活、健康、安全、社会發展への参与を保障する条件を徐々に改善し、高齢になっても生計を立てることができ、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある状態を実現するため、措置を講じなければならない。

第五条 国は多層的な社会保障システムを構築し、高齢者向けの保障水準を徐々に向上させる。

国は在宅を基礎とし、地域社会に依拠し、各機関が支える高齢者社会扶養サービスシステムを構築、整備する。

社会全体が高齢者を優遇するよう奨励する。

第六条 各級の人民政府は高齢者事業を国民経済と社会発展計画に取り入れ、高齢者事業の経費を財政予算に組み込み、安定的な経費保障体制を構築するとともに、社会各方面からの投資を奨励し、高齢者事業と経済、社会を協調的に発展させなければならない。

国務院は国家高齢者事業発展計画を制定する。県級以上の地方人民政府は国の高齢者事業発展計画に基づき、同行政区域の高齢者事業発展計画と年度計画を制定する。

県級以上の人民政府の高齢者業務担当機関は、関連部門が高齢者の権益保障業務を行うよう組織、調整、指導、督促する責任を負う。

第七条 高齢者の合法的な権益保障は社会全体の共同責任である。

国の機関、社会団体、企業・事業機関、その他組織は各自の職責に基づき、高齢者の権益保障業務を行う。

下部自治組織や法律に基づいて設立された高齢者組織は高齢者の要求を反映し、高齢者の合法的な権益を保護し、高齢者のためにサービスを提供しなければならない。

高齢者へのサービス提供の義務を提唱、奨励する。

第八条 国は人口高齢化状況に関する教育を行い、全社会が積極的に人口高齢化に対応する意識を強化する。

社会全体をあげて敬老、高齢者扶養、高齢者扶助の宣伝教育活動を広範に行い、高齢者を尊重し、気遣い、支援する社会的風潮を確立しなければならない。

青少年組織、学校、幼稚園は青少年と児童に対して敬老、高齢者扶養、高齢者扶助の道德教育と、高齢者の合法的権益を擁護する法制教育を行わなければならない。

ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネットなどは高齢者の生活を反映し、高齢者の合法的な権益保護の宣伝を行い、高齢者向けサービスを提供しなければならない。

第九条 国は高齢者科学研究を支援し、高齢者の状況の統計調査と発表制度を構築する。

第十条 各級の人民政府は高齢者の合法的権益を擁護し、敬老、高齢者扶養の成績が優れた組織、家庭又は個人、及び社会発展への参与に際立った貢献を行った高齢者について、国の関連規定に基づき表彰、奨励する。

第十一条 高齢者は法律を遵守し、法律で規定された義務を履行しなければならない。

第十二条 毎年旧暦の9月9日を高齢者節とする。

第二章 家庭の扶養

第十三条 高齢者の扶養は家庭を基礎とし、家庭の構成員は高齢者を尊重し、気遣い、世話をしなければならない。

第十四条 扶養者は高齢者に対する経済的な扶養や、生活面の世話、精神的な慰謝の義務を履行し、高齢者の世話における特殊な必要を満たさなければならない。

扶養者とは高齢者の子女及びその他の法的に扶養義務のある者を指す。

扶養者の配偶者は扶養者が扶養義務を履行するのに協力しなければならない。

第十五条 扶養者は病気の高齢者に対して直ちに医療と看護を提供しなければならない。経済的な困難のある高齢者に対しては、医療費用を提供しなければならない。

生活の自立ができない高齢者について、扶養者は世話をする責任を負う。自ら世話をできない場合は、高齢者の希望に基づき、他人や高齢者向け機関などに世話を委託することができる。

第十六条 扶養者は高齢者の住居を適切に手配しなければならない。高齢者を条件が劣悪な住居に強制的に転居させてはならない。

高齢者が所有又は賃貸契約する住居は、子女又はその他の親族が奪い取ってはならず、勝手に所有権関係や賃貸関係を変更してはならない。

高齢者が所有する住居は、扶養者に保守の義務がある。

第十七条 扶養者は高齢者が請け負った田畑を耕作又は他人に耕作を依頼し、高齢者の森林や家畜を管理し、又は他人に管理を依頼する義務を負う。収益は高齢者の所有となる。

第十八条 家族の構成員は高齢者の精神的なニーズに配慮しなければならない。高齢者を無視したり冷遇したりしてはならない。

高齢者と別居する家族の構成員は、高齢者を日常的に訪問するか連絡しなければならない。

雇用機関は国の関連規定に基づき、扶養者の親族訪問休暇の権利を保障しなければならない。

第十九条 扶養者は相続権の放棄又はその他の理由により扶養義務の履行を拒否してはならない。

扶養者が扶養義務を履行しない場合、高齢者は扶養者に扶養費等を要求する権利を持つ。

扶養者は高齢者が負担しきれない労働を要求してはならない。

第二十条 高齢者の同意を得た上で、扶養者間で扶養義務履行に関する協定を結ぶことができる。高齢者の同意を得ることができる。扶養協定の内容は法律の規定と高齢者の意向に反してはならない。

下部自治組織、高齢者組織、扶養者の所属組織は協定の履行を監督する。

第二十一条 高齢者の婚姻の自由は法律の保護を受ける。子女又はその他親族は高齢者の離婚、再婚、婚姻後の生活に干渉してはならない。扶養者の扶養義務は高齢者の婚姻関係の変化により消滅するものではない。

第二十二条 高齢者は個人の財産について、法律に基づき占有し、使用し、収益を得、処分する権利を持つ。子女又はその他の親族は干渉または、窃盗や詐称、強要等の方法で高齢者の財産権を侵害等してはならない。

高齢者は法律に基づき父母、配偶者、子女又はその他親族の遺産を相続する権利を持ち、贈与を受ける権利を持つ。子女又はその他の親族は高齢者が相続又は贈与を受けた財産を横領、強奪、譲渡、隠匿、毀損してはならない。

高齢者が財産の処分を遺言した場合、法律に基づいて高齢者の配偶者に必要な割合を保留しなければならない。

第二十三条 高齢者とその配偶者は互いに扶養する義務を持つ。

兄や姉の扶養を受けた弟、妹成人後、負担する能力を持つものは、高齢で扶養者のない兄、姉を扶養する義務がある。

第二十四条 扶養者、扶養人が扶養義務を履行しない場合、下部自治組織、高齢者組織、扶養者、

扶養人の所属組織はその履行を促進しなければならない。

第二十五条 高齢者に対する家庭内暴力を禁止する。

第二十六条 完全な民事行為能力を備える高齢者は、近くの親族やその他自分と密接な関係にあり、監護責任を負う意志のある個人、組織と交渉して自分の監護人を確定することができる。監護人は高齢者が民事行為能力を喪失又は一部喪失した時、法律に基づいて監護責任を負う。

高齢者が事前に監護人を確定せずに、民事行為能力を喪失又は一部喪失した時は、関連の法律の規定に照らして監護人を確定する。

第二十七条 国は、健全な家庭における高齢者扶養に対する支援政策を構築し、家族の構成員と高齢者が同居又は近居することを奨励し、高齢者が配偶者や扶養者と共に転居するための条件を提供し、家族の構成員が高齢者の世話をするための支援を提供する。

第三章 社会保障

第二十八条 国は、基本年金保険制度を構築し、高齢者の基本的な生活を保障する。

第二十九条 国は、基本的な医療保険制度を構築し、高齢者の基本的な医療ニーズを保障する。最低生活保障を受けている高齢者及び条件に合致する低収入家庭の高齢者が、新型農村合作医療と都市住民基本医療保険に参加する場合に、個人が納付する必要がある費用については、政府が補助を支給する。

関連部門は医療保険に関する規定を制定し、高齢者に対するケアを実施しなければならない。

第三十条 国は、段階的に長期的な介護保障に関する施策を実施し、高齢者介護のニーズを保障する。

生活が長期的に自立できず、経済的に困難のある高齢者に対して、地方各級人民政府はその能力喪失の程度等の状況に基づき介護補助を支給しなければならない。

第三十一条 国は、経済的に困難のある高齢者に基本的な生活、医療、住居、その他の救助を提供する。

高齢者で労働能力や生計を立てるすべがなく、扶養者がいない者、又はその扶養者が確かに扶養能力がない場合、地方各級人民政府が関連規定に基づき扶養又は救済する。

住所不定・物乞い、遺棄されたなど生活のすべがない高齢者に対して、地方各級人民政府が関連規定に基づき救済する。

第三十二条 地方各級人民政府は、安価な賃貸住宅や公共賃貸住宅等の住宅保障制度や危険な家屋の改築を実施する際に、条件に合う高齢者を優先的に配慮しなければならない。

第三十三条 国は、高齢者向け福祉制度を構築、改善し、経済・社会の発展水準と高齢者の実際の必要に基づき、高齢者の社会福祉を向上させる。

国は、地方が満 80 歳以上の低収入の高齢者向け補助制度を構築するのを奨励する。

国は、計画生育家庭の高齢者支援制度を構築、改善する。

農村では請負いに出していない集団所有の土地、山林、水面、海岸等の一部を高齡者扶養基地として、収益を高齡者の高齡者扶養にあてる事ができる。

第三十四条 高齢者が法律に基づき持つ年金、医療待遇、その他の待遇は保障されなければならない。関連組織は期限を守り、規定額の年金を支払わなければならない、理由なく延滞や流用をし

てはならない。

国は、経済発展、従業員の平均賃金の増加、物価上昇などの状況に応じて適時年金を増額し、保障水準を向上させる。

第三十五条 国は、慈善組織及びその他の組織や個人が高齢者に物質的支援を提供することを奨励する。

第三十六条 高齢者は、集団経済組織、下部自治組織、高齢者向け機関等の組織又は個人と遺産譲渡・扶養の協定又はその他の扶養協定を結ぶことができる。

扶養義務のある組織又は個人は、遺産譲渡・扶養の協定に基づき、当該高齢者の生前の扶養や逝去時の葬儀の義務を負い、遺産を受ける権利を持つ。

第四章 社会サービス

第三十七条 地方の各級人民政府と関連部門は、都市・農村の地域社会における高齢者向けサービスを発展させ、専門サービス機関及びその他の組織や個人が在宅の高齢者のために生活のケアや救急医療、医療介護、精神的慰謝、心理カウンセリング等の多様なサービスを提供することを奨励、支援すべく、措置を講じなければならない。

経済的に困難な高齢者に対して、地方の各級の人民政府は段階的に高齢者向けサービスに対する補助を支給しなければならない。

第三十八条 地方の各級人民政府と関連部門、下部自治組織は、高齢者向けサービス施設を都市・農村の地域社会関連の施設建設計画に取り入れ、高齢者の必要に合致した生活サービス、文化・スポーツ活動、デイケア、疾病介護、リハビリ等のサービス施設及びネットワーク拠点を構築し、近隣地域で高齢者にサービスを提供しなければならない。

近隣間における相互扶助の伝統を発揚し、近隣間での気遣いと、困難のある高齢者の支援を奨励する。

慈善組織、社会のボランティアが高齢者にサービスすることを奨励、支援する。高齢者の互助サービスを奨励する。

第三十九条 各級の人民政府は、経済発展水準と高齢者のサービスの必要に基づき、高齢者向けサービスへの予算投入を徐々に拡大しなければならない。

各級の人民政府と関連部門は、財政、税務、土地、融資等の方面で措置をとり、企業事業機関、社会組織又は個人が高齢者扶養、高齢者のデイケア、高齢者文化・スポーツ活動等の施設を設立、運営することを奨励、支援する。

第四十条 地方の各級の人民政府と関連部門は高齢者の人口比率や分布状況に基づき、高齢者向けサービス施設の建設を都市・農村計画及び土地利用全体計画に組み入れ、高齢者向けサービス施設の建設用地及び必要な物資に関して全体的に計画しなければならない。

非営利性の高齢者向けサービス施設の用地は、法律に基づき国有割当の土地又は農民集団所有の土地を使用できる。

高齢者向けサービス施設用地は、法定の手続きを経ずに用途を変更してはならない。

第四十一条 政府が投資して設立された高齢者向け機関は、経済的に困難な一人暮らし、自立能力がない、高齢といった高齢者のサービスの必要性を優先的に保障しなければならない。

第四十二条 国务院関連部門は高齢者向けサービス施設の建設、高齢者向けサービスの質、高齢者向けサービスに関する職業等の基準を制定し、健全な高齢者向け機関の分類管理と高齢者向けサービス評価制度を構築する。

各級の人民政府は高齢者向けサービスの料金徴収項目と基準を規範化し、監督と管理を強化しなければならない。

第四十三条 高齢者向け機関の設立は、以下の条件を満たさなければならない。

- (一) 自らの名称、住所、規約を持つ。
- (二) サービスの内容と規模にふさわしい資金を持つ。
- (三) 関連の資格条件を満たす管理人員、専門技術人員、サービス人員を持つ。
- (四) 基本的な生活用住居、施設設備、活動場所を持つ。
- (五) 法律、法規で規定するその他の条件。

第四十四条 高齢者向け機関の設立は、県級以上の人民政府民政部門に行政許可を申請しなければならない。許可を得たものは、法律に基づき対応する登記を行う。

県級以上の人民政府民政部門は高齢者向け機関の指導、監督、管理を担当し、その他関連部門は職責の分業に基づき高齢者向け機関の監督を実施する。

第四十五条 高齢者向け機関を変更又は終了する場合、入居する高齢者の善後処置を適切に行い、また規定に照らして関連部門で手続きを行わなければならない。関連部門は高齢者向け機関が高齢者の適切な善後処置を行うための支援を提供する。

第四十六条 国は健全な高齢者向けサービス人材の育成、活用、評価、奨励制度を構築し、法律に基づき従業員雇用を規範化し、従業員労働報酬の合理的な増加を促進し、専業、兼業、ボランティアが結びついた高齢者向けサービスの人材層を発展させる。

国は高等学校、中等職業学校、職業訓練機関が関連の専攻又は訓練項目を設置し、高齢者向けサービスの専門人材を育成することを奨励する。

第四十七条 高齢者向け機関は、サービスを受ける高齢者又はその代理人とサービス協定を結び、双方の権利、義務を明確にしなければならない。

高齢者向け機関及びその職員は、どのような方式でも高齢者の権益を侵害してはならない。

第四十八条 国は、高齢者向け機関が賠償責任保険に加入するのを奨励し、保険企業が賠償責任保険を提供することを奨励する。

第四十九条 各級の人民政府と関連部門は、高齢者の医療衛生サービスを都市・農村医療衛生サービス計画に組み入れ、高齢者の健康管理と一般的な病気の予防等を国の基本公共衛生サービスプロジェクトに組み入れなければならない。高齢者向けの保健、介護、終末期ケア等のサービス提供を奨励する。

国は医療機関が高齢者の病気を対象とする専門科又は診療所を開設することを奨励する。

医療衛生機関は高齢者の健康サービスと疾病予防業務を実施しなければならない。

第五十条 国は、高齢者医学の研究と人材育成を強化し、高齢者病の予防、治療、科学研究の水準を引き上げ、高齢者病の早期発見、診断、治療を促進するため措置を講じる。

国と社会は、各種形式による健康教育を実施し、高齢者に保健知識を普及させ、高齢者の自主的な保健意識を強化するため措置を講じる。

第五十一条 国は、高齢者産業を発展させ、高齢者産業を国の支援業界リストに組み込む。企業が高齢者需要に適した商品を開発、生産、経営し、関連のサービスを提供するよう支援、指導するよう措置を講じる。

第五章 社会的優遇

第五十二条 県級以上の人民政府及びその関連部門は、経済・社会発展の状況と高齢者の特殊な必要に基づき、高齢者優遇の方法を制定し、優遇の水準を徐々に引き上げる。

当該行政区域内に常住する外地戸籍の高齢者に同等の優遇を与える。

第五十三条 各級人民政府と関連部門は高齢者にすみやかで簡便な年金受理、医療費精算、その他の物質的支援の享受を支援する条件を提供しなければならない。

第五十四条 各級人民政府と関連部門は、不動産所有権の帰属関係の変更、戸籍移転等高齢者の権益に関わる重大な事柄を手続きする際、手続き事項が高齢者の本当の意志表示であるかどうか問い合わせを行い、また法律に基づき優先的に手続きしなければならない。

第五十五条 高齢者がその合法的な権益が侵害され起訴する際に訴訟費用の支払いが確かに困難な場合、支払いの延期や減額、免除を行うことができる。弁護士の支援が必要だが弁護士費用の支払い能力がない場合、法的な支援を得ることができる。

弁護士事務所、公証所、基層の法律サービス所、その他法律サービス機関が経済的に困難な高齢者に無償又は優遇的なサービスを提供することを奨励する。

第五十六条 医療機関は高齢者に便利な医療サービスを提供し、高齢者の医療利用を優先しなければならない。条件の整った地方では高齢者向けの家庭病床を設立し、巡回医療、介護、リハビリ、無償の健康診断等のサービスを実施できる。

高齢者向けの無償診療を奨励する。

第五十七条 高齢者の日常生活と密切に関連するサービス業界に、高齢者向けの優先的、優待サービスを提供するよう奨励する。

都市公共交通、道路、鉄道、水路、航空客運では、高齢者向けの優遇とケアを提供しなければならない。

第五十八条 博物館、美術館、科学技術館、記念館、公共図書館、文化館、映画館、体育场・体育館、公園、観光地等の場所は、高齢者に無料又は優待価格で開放しなければならない。

第五十九条 農村の高齢者は、公益事業実施の際の労働徴集の義務を負わない。

第六章 快適な居住環境

第六十条 国は、快適な居住環境を構築し、高齢者に安全、便利、快適な環境を提供するよう措置を講じる。

第六十一条 各級人民政府は、都市・農村計画制定時に、人口高齢化の発展情勢、高齢者人口の分布、高齢者の特徴に基づき、高齢者に適した公共インフラ施設、生活サービス施設、医療衛生施設、文化・スポーツ施設の建設の全体的計画を検討しなければならない。

第六十二条 国は、高齢者に関連するプロジェクトの建設基準システムを制定、改善し、計画、設計、施工、監理、検収、運用、保守、管理等の段階で関連基準の実施と監督を強化する。

第六十三条 国は、バリアフリー施設のプロジェクト建設基準を制定する。道路、公共交通施設、建築物、居住区等の新設、改修、拡張は、国のバリアフリー施設工事建設基準に適合しなければならない。

各級人民政府と関連部門は、国のバリアフリー施設工事建設基準に照らして、高齢者の日常生活と密切に関連する公共サービス施設の改修を優先的に推進しなければならない。

バリアフリー施設の所有者と管理人はバリアフリー施設の正常な使用を保障しなければならない。

第六十四条 国は、高齢者が快適に居住するための地域建設を推進し、高齢者が快適に居住できる住宅の開発を指導、支持し、高齢者家庭のバリアフリー施設の改造を推進、支援し、高齢者のためにバリアフリーな居住環境を創出する。

第七章 社会発展への参与

第六十五条 国と社会は、高齢者の知識、技能、経験、優れた品德を重視して大事にし、高齢者の長所と役割を発揮し、高齢者の経済、政治、文化、社会生活への参与を保障しなければならない。

第六十六条 高齢者は高齢者組織を通じて、心身の健康に有益な活動を実施することができる。

第六十七条 法律、法規、規章、公共政策の制定において、高齢者の権益に関わる重大な問題が存する場合、高齢者と高齢者組織の意見を聞かなければならない。

高齢者と高齢者組織は、国の機関に対して高齢者の権益保障、高齢者向け事業の発展等に関する意見と建議を提出する権利を持つ。

第六十八条 国は高齢者が社会の発展に参与する条件を創出する。社会の必要と可能性に基づき、高齢者に意欲と能力がある場合、以下の活動に従事することを奨励する。

(一) 青少年や児童向けに社会主義、愛国主義、集団主義、困難に負けずに奮闘することなどの優れた伝統教育を行う。

(二) 文化や科学技術の知識の伝授。

(三) コンサルティングサービスの提供。

(四) 法律に基づく科学技術の開発や利用への参加。

(五) 法律に基づく経営、生産活動への従事。

(六) ボランティアサービスに参加し、社会公益事業の経営を行うこと。

(七) 社会の治安維持への参与、民間紛糾の調停への協力。

(八) その他の社会活動への参加。

第六十九条 高齢者が労働に参加した合法的な収入は法律の保護を受ける。

いかなる機関や個人も高齢者をその心身の健康に危害を与える労働又は危険な作業に従事させてはならない。

第七十条 高齢者は継続して教育を受ける権利を持つ。

国は高齢者の教育を発展させ、高齢者教育を終身教育システムに取り入れ、社会が各種高齢者学校を経営するのを奨励する。

各級人民政府は高齢者教育について指導を強化し、統一的に計画し、予算投入を拡大する。

第七十一条 国と社会は、高齢者に適した大衆的な文化、スポーツ、娯楽活動を実施し、高齢者の心と生活を豊かにするため措置を講じる。

第八章 法律責任

第七十二条 高齢者の合法的な権益が侵害された時、侵害された人又はその代理人は関連部門に処理を要求、又は法律に基づき人民法院に提訴する権利を持つ。

人民法院と関連部門は、高齢者の合法的な権益の侵害についての告訴、告発、検挙について、法律に基づき速やかに受理しなければならず、責任逃れや遅延をしてはならない。

第七十三条 高齢者の合法的な権益の保護という職責を履行しない部門又は組織について、その上級主管部門は批判指導を行い、改善を命じなければならない。

国家公務員が法律に違反して失職し、高齢者の合法的な権益が損なわれた場合、その所属組織又は上級機関が改善を命じ、又は行政処分に処する。犯罪を構成する場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第七十四条 高齢者と家庭の構成員の間で、扶養、住宅、又は財産等が理由で紛糾が発生した場合、人民調解委員会やその他の関連組織に調停を要求することが可能で、また直接人民法院に告訴することもできる。

人民調解委員会やその他の関連組織は前項の紛糾調整の際に、説得や意思疎通の促進等の方法を通じて問題や紛糾の解決を図らなければならない。過失のあった家庭の構成員に対しては、批判・指導を行わなければならない。

人民法院は高齢者による扶養費請求の申請に対して、法律に基づき裁定し、前もって執行することができる。

第七十五条 高齢者の婚姻の自由に干渉し、高齢者に対する扶養義務を負いながら扶養を拒絶し、高齢者を虐待又は高齢者に対して家庭内暴力を行う場合、関係機関が批判・教育を行う。治安管理中に違反する行為にあたる場合、法律に基づき治安管理处分を行う。犯罪にあたる場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第七十六条 家庭の構成員が高齢者の財産を窃盗、詐取、強奪、横領、脅迫、故意に毀損し、治安管理中に違反する行為があった場合、法律に基づき治安管理处分を行う。犯罪にあたる場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第七十七条 高齢者を侮辱、誹謗し、治安管理中に違反する行為にあたる場合、法律に基づき治安管理处分を行う。犯罪にあたる場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第七十八条 許可を経ずに設立された高齢者向け機関については、県級以上の人民政府民政部門が改正を命じる。法律、法規で規定された高齢者向け機関の条件に合うものは、法律に基づいて関連手続きを追加で行う。期限が過ぎても法定条件を満たさない場合、営業停止を命じて入居する高齢者の善後処置を行う。損害を生じた場合、法律に基づき民事責任を負う。

第七十九条 高齢者向け機関及びその従業員が高齢者の人身や財産の権益を侵害、又は約定どおりにサービスを提供しない場合、法律に基づき民事責任を負う。関連主管部門は法律に基づき行政処罰を行い、犯罪にあたる場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第八十条 高齢者向け機関で管理と監督の職責を担当する部門及びその従業員が職権乱用や職務

怠慢、私利私欲に走った場合、直接責任を負う主管人員とその他の直接の責任者を法律に基づいて処分する。犯罪にあたる場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第八十一条 規定どおりに高齢者優遇の義務を履行しない場合、関連主管部門が改善を命じる。

第八十二条 高齢者関連のプロジェクトで国の規定の基準に合わないか、又はバリアフリー施設の所有者、管理人が保守と管理の職責を全うしない場合、関連主管部門が改善を命じる。損害が生じた場合、法律に基づき民事責任を負う。関連機関、個人に対しては法律に基づき行政処分を行う。犯罪にあたる場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第九章 附則

第八十三条 民族自治地方の人民代表大会は本法の原則に基づき、当該地方の民族の風俗習慣の具体的な状況を考慮し、法定の手続きに照らして変則的又は補助的な規定を制定することができる。

第八十四条 本法施行前に設立された高齢者向け機関で本法規定の条件に合わないものは、期限を定めて改善しなければならない。具体的な方法は国务院民政部門が制定する。

第八十五条 本法は2013年7月1日から施行する。

原文リンク：

<http://www.nhfpc.gov.cn/jtfzs/s3580e/201307/6de2e73ecd1b4cdb8530c468d431cfba.shtml>